合葬墓を設置しました

家族を一つの墓石のもとに一緒に埋葬する日本のお墓は、大正時代に火葬が普及したことで誕生しました。

このようなお墓は、祭祀財産（さいしざいさん）（祖先を祭るために必要なもの）として、血縁者などに代々引き継がれて守られてきました。

近年、お墓を継承できる方が少なくなり、無縁墓地が増加していると言われてます。

実際に、「近親者が近くにいない」、「子どもがいない」、「子どもは娘だけなのでお墓を引き継ぐ者がいない」など、単身者や子どものいない夫婦、核家族化や少子高齢化が進む中で、従来のように家族単位でお墓を維持していくことができなくなっている方が増加しています。

今月の特集では、一つのお墓にたくさんの方の遺骨を一緒に埋葬する新しい形のお墓「合葬墓」を紹介します。

合葬墓とは？

合葬墓とは

定められた区画を使用する従来のお墓とは異なり、一つのお墓に血縁を超えた、多くの方々の遺骨を埋葬する新しい形のお墓です。

合葬墓は、市が管理しますので、将来、誰がお墓の管理をするのかといった継承の心配がなく、また、お墓が放置される心配もありません。

社会的な背景

近年、家族単位で埋葬されてきたお墓に代わる新たな選択肢の一つとして、継承を前提としない宗教法人が設置する永代供養墓や多くの人々が共同で利用する合葬墓への関心が高まっています。

その理由として、合葬墓は、従来のお墓に比べると初期費用が安く、継続的な管理費などが発生しない経済的な利点があります。

これまで、合葬墓や永代供養墓は、「身寄りのない人びと（無縁仏）を埋葬するためのお墓」といったマイナスのイメージを抱かれがちでしたが、今日では個人が自主的に選ぶ埋葬方法の一つになっています。

平成27年5月から使用開始

千歳市では

公営の合葬墓は、平成5年に神奈川県横浜市が、平成10年には、東京都が設置しています。

その後、合葬墓を設置する市町村が全国的に増えています。

北海道内では、札幌市、小樽市、北見市、網走市がすでに設置しています。

千歳市にも合葬墓を設置してほしいという要望があったことから、平成16年度と24年度に市民の皆さんを対象にアンケート調査を実施しました。

平成16年度の調査では、「合葬墓を知っている」が33％、「知らない」が65％と認知度も高くなく、「使用したい」が14％、「早く作るべき」が17％と使用希望や早期設置についても低い結果となりました。

次に、平成24年度の調査では、「合葬墓を知っている」が39％、「知らない」が43％と認知度も上昇し、「使用したい」が31％、「早く作るべき」が21％と使用希望が倍増し、「将来、市が造る必要がある」など、合葬墓の必要性を認める意見が87％となり、市民の設置要望が高い結果となりました。

このことから、市は、平成25年度に合葬墓の設置を決定し、平成26年度に工事が完了したところです。

合葬墓の使用開始は、平成27年5月からとなります。

市が設置する合葬墓の概要

千歳市の合葬墓

合葬墓は、末広第1霊園（稲穂2丁目15番）の駐車場内に設置しましたので、お参りがしやすい場所にあります。

合葬墓には、骨壺（箱）単位で収納するものや遺骨を骨壺から出して他の方の遺骨と併せて埋葬する種類があります。

市の合葬墓は、他の方の遺骨と併せて埋葬する種類のため、埋葬した後は取り出すことができません。

なお、遺骨は、1，500人分埋葬できます。

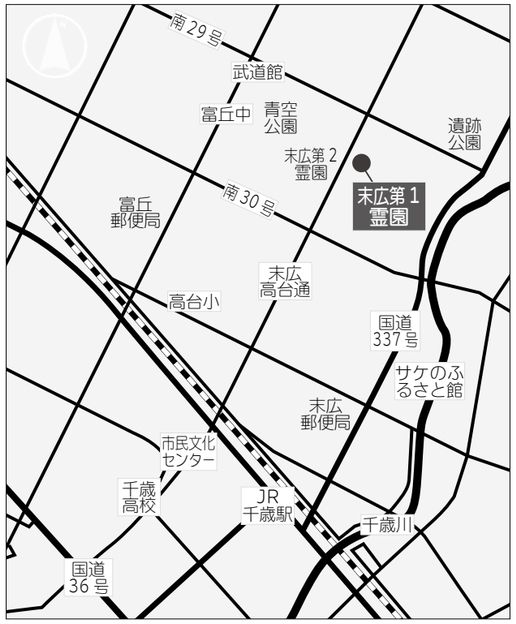

合葬墓を使用できるのは、千歳市民や千歳市にご縁のある方としましたので、合葬墓の碑銘を「千縁塚」としました。

通常、宗教法人が管理するお墓などは、供養という宗教的行為が含まれますが、市の合葬墓は、そのような宗教的概念はありませんので、供養祭などの行事は行いません。

また、宗教観の異なる多くの方々を埋葬しますので、埋葬するときやお参りのとき、合葬墓の前で読教や聖書の朗読など、宗教的な行為はできません。

碑銘は、千縁塚（ちえんづか）

設置の目的

合葬墓は、親類縁者がいない方、親類縁者が遠方に住んでいる方など、さまざまな事情でお墓や焼骨の継承、管理などが困難な方々のために、親族間で継承していくお墓や納骨堂に代わり、焼骨を埋葬する施設として選択できるよう設置しました。

使用できる方

使用する資格のある方は、何らかの形で市にご縁のある次の方々とします。

①市内に住所を有している方
②市内に本籍を有している方
③血縁者の焼骨を持つ使用者（申請者）で、市内に住所を有している方
④埋葬者（故人）が市内に住所・本籍を有していたことがある方

※市の墓地を使用している方で、墓地に納められている焼骨を合葬墓に改葬するときは、墓地を返還する必要があります。

※他市町村の墓地から改葬するときは、④に該当する方（複数の焼骨を改葬するとき、千歳市内に住所・本籍を有したことのない方が含まれているときは、認められません）。

使用料

1体あたり5，000円。

使用料には、管理料も含まれています（申込時に納入）。

※使用料以外に必要な費用は、ありません。

埋葬の日時

【埋葬できる期間】
5月1日から10月30日

【埋葬日】
週1回（金曜日の予定）

※申込時に埋葬日時を調整。

埋葬の方法

埋葬は、親族・関係者の手により焼骨を骨壺から取り出して、焼骨投入口から行います（市や霊園管理人は、埋葬しません）。

※合葬墓に宗教の概念はありませんので、「納骨のとき」や「お参りのとき」は、合葬墓の前で読教などの宗教的行為は行わないでください。

※一度、埋葬された焼骨を改葬することはできません。

※焼骨以外は、埋葬できません。

※市が焼骨を預かることは、ありません。

※碑に名前を刻むことは、できません（埋葬された方は、市の台帳で管理します）。

生前予約

合葬墓は、50年間の利用を見込んでおり、焼骨を埋葬する方を優先します。

生前予約をしなくても、資格のある方は使用できますので、生前予約の有無で有利、不利になることはありません。

※年間10件程度は、生前予約を受け付けします。

申し込みの受付は、平成27年4月13日から開始

申し込み

平成27年4月13日(月)から申し込みの受付を開始します。

申し込みに必要なもの

①申請者または埋葬される方の資格を証明するもの（本籍が記載された住民票の写し、戸籍謄本など）
②印鑑
③使用料　5，000円
④火葬許可証または改葬許可証
⑤合葬墓主宰者選定届（生前予約をされた方で、自分の死後に祭祀を司る人を予め届出る必要があります）。

※使用料5，000円は申込時に納入してください（納入後は、申し込みを取り消しても還付できません）。

特集記事のお問い合わせ
市民生活課
生活環境係
☎(24)0261